一般社団法人 宮崎県農業法人経営者協会

入会手続きに関する規程

一般社団法人　宮崎県農業法人経営者協会

入会手続きに関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会（以下「本協会」という。）の入会に関して、必要な事項を定めるもの。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）　第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(４)　暴力団関係者　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（入会資格）

第３条　会員になろうとする者は、次のアからカまでのいずれかに該当する場合は入会申込を受け付けない。

　（ア）経営に事実上参加している者が暴力団員及び暴力団員等（暴力団員による不当な　　　　行為の防止等に関する法律（平成３年法律台７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者。

　（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為等に関する法律第２条第２号に規定する暴力　　　　団をいう。以下同じ）又は暴力団員及び暴力団員等が経営に実質的に関与している者。

　（ウ）経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目　　　　的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等　　　　の利用等をしている者。

　（エ）経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等に対して資　　　　金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

　（オ）経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員及び暴力団員等と社会的に　　　非難されるべき関係を有している者。

　（カ）定款第５条の規定に満たない者。

（入会手続）

第４条　会員になろうとする者は、所定の入会申込書に登記簿謄本（履歴事項全部証明書）または既会員の紹介状を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けて入会できるものとする。

（入会の決定）

第５条　前条の手続きにより入会申込書が提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知するものとする。

（その他）

第６条　前記各条に掲げるもののほか、この規定に定めのないもので、必要な事項が生じたときは会長が、理事の意見を聞いて定める。

（本規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の議決による。

　附　則　この要領は、平成２４年３月２７日から施行する。

　　　　　この要領は、平成３１年２月２１日から施行する。

　　　　　この要領は、令和元年６月２７日から施行する。